平成２４年（フ）第５２７７号
大阪市大正区南恩加島６丁目12番３号
債務者　大工　恵子（旧姓山野）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５４号
大阪府高槻市古曽部町２丁目14番10―612号
債務者　野田　文敏
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９６号
大阪市東住吉区今林２丁目３番２号
債務者　松本　良江
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４００号
大阪市東淀川区豊里４丁目６番14号　第10高光マンション203号、前住所大阪市北区豊崎２丁目８番11―605号
債務者　細川　理恵
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０１号
大阪市淀川区木川東２丁目18番15号
債務者　福原　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０７号
大阪市此花区春日出北１丁目９番21―503号
債務者　森田　彰一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０８号
大阪市旭区生江１丁目８番２―201号
債務者　馬籠　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０９号
大阪市此花区伝法４丁目７番８号
債務者　山口　　明
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１５号
大阪市西淀川区大和田５丁目２番20―602号
債務者　西岡　　勲
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１６号
大阪府池田市神田１丁目12―24　池田グリーンハイツ202、住民票上の住所大阪府岸和田市吉井町３丁目13番４号
債務者　藤田　啓子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１７号
大阪府豊中市庄内西町２丁目25番５号、前住所大阪府豊中市庄内西町４丁目24番16―101号
債務者　宇都　慶弘
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１６号
岐阜県本巣郡北方町小柳２丁目35番地　ファミール北方105号
債務者　市橋　浩司
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１７号
岐阜県本巣市曽井中島1156番地４
債務者　市橋　忠義
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１８号
沖縄県那覇市おもろまち３丁目４番７号ニューベリーハウス302
債務者　後藤未知留
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１号
岩手県遠野市松崎町白岩18地割78番地２　サポートハウスおらほの家、旧住所盛岡市門２丁目10番11号
債務者　佐藤　彌八
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第３５８号
金沢市長坂台２番19号
債務者　松浦　義人
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
三重県鈴鹿市西条４丁目146番地　カントリーハウスＡ棟Ａ号
債務者　大黒　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
津地方裁判所破産係